

よくある質問と回答

1. 地方競馬共済会の目的はなんですか？

会員(地方競馬に従事する調教師、調教師補佐、騎手、厩務員)の共済事業を行って、その生活の安定と福祉の増進をはかり、地方競馬の公正な運営とその健全な発展に資することを目的としています。

2. 入会資格はありますか？

地方競馬の調教師、調教師補佐、騎手、厩務員が入会できます。

3. 会費はいくらですか？

月額2,800円です。

これとは別に騎手のみが加入できる、特別給付会費は年額30,000円です。

4. どのような事業をしているのですか？

(1) 障害給付

(2) 入院給付

(3) 遺族給付

(4) 脱会給付

(5) 特別給付(騎手のみが加入できます。)

の5つの事業を行っています。

5. どのような時に給付を受けられますか？

障害給付…会員が業務中の事故により障害を受け、後遺障害が生じた場合。

入院給付…会員が業務中の事故により障害を受け、入院した場合。

遺族給付…会員が業務中の事故により死亡した場合。

脱会給付…会員が共済会を退会した場合。

特別給付…会員である騎手(特定会員)が競走中における事故により障害を受け、後遺障害が生じたり、入院、通院した場合。

このような場合に支給を受けられます。

6. 給付金額はいくらですか？

障害給付…最高900万円、障害の程度によって支給される金額は変わります。

入院給付…1日3,000円

遺族給付…900万円

脱会給付…別に定める金額(3,600円×在籍月数)

特別給付…最高2,500万円、障害の程度によって支給される金額は変わります。
入院1日2,000円、通院1日1,000円です。
(但し4日以上入院・通院が対象)

7. 事故が起きた時はどうすればいいですか？

所属している競馬場の調騎会、厩務員会等に速やかに連絡して下さい。

8. 地方競馬場以外のところでの傷害補償はありますか？

地方競馬場以外での怪我については、補償できる場合とできない場合がありますので、その時は共済会事務局にお問い合わせください。

9. 脱会給付金とはなんですか？

会員が退会するときに支給される給付金です。支給金額は、会員としての在籍期間（月数）によって計算されます。

詳しくは共済会事務局までお問い合わせください。

10. 会員資格がなくなるときは、どのようなときですか？

- (1) 死亡したとき
- (2) 脱会の申し出が受理されたとき
- (3) 免許や認定が取り消されたとき
- (4) その他

11. 給付請求権がなくなることはありますか？

時効があります。時効期間を過ぎると給付請求権が喪失することがありますので、速やかに給付請求手続きをして下さい。

12. 会員関係の規程はどのようになっていますか？

地方競馬共済会会員規程

地方競馬共済会給付規程

地方競馬共済会特別給付規程

があります。当ホームページに記載してありますのでご覧ください。